

防災情報に関すること

1 防災情報の種類

防災情報

① 災害時の情報

被災状況、気象警報、避難所開設、被災後の復旧などに関する情報、区が災害への対応を決めるに当たり必要な情報および区民の避難行動に必要な情報

② 平常時の情報

家庭や事業所等における平時からの備え、災害時に取るべき行動など、防災知識に関する情報および防災訓練に関する情報

2 防災情報の取扱い

① 収集

対応要領

区職員による収集
防災関係機関からの提供
区民等からの通報

主な媒体

・高層カメラ
・河川監視カメラ
・無人航空機（ドローン）
など

② 分析・共有

区で情報分析
区への対応を決定・指示
国・都等との情報共有

・被災情報管理システム
・災害情報システム（DIS）
など

③ 発信・伝達

様々な媒体を活用して区民等に情報を伝達

※「3 情報発信・伝達のための主な媒体」参照

3 情報発信・伝達のための主な媒体

① 防災行政無線

区内に設置の屋外拡声子局を通じ、Jアラート・避難情報・河川サイレン・啓発放送などを放送

② 区ホームページ

災害時に緊急情報を発信
平時は、災害への備えなどの啓発

③ SNS・メール

LINE・Twitter・しなメールにより防災行政無線での放送内容をテキスト配信

④ テレビ放送

災害時等に品川区民チャンネルでL字で文字情報を放送

⑤ ラジオ放送

防災行政無線の緊急情報をエフエムしながわで割込み放送
外国人向けにInterFMで災害放送

⑥ 防災ラジオ

防災行政無線から緊急情報が発信された際に自動起動して放送を受信

⑦ 電話

浸水や土砂災害に係る避難情報をお知らせ（避難情報緊急通知コール）
防災行政無線の放送内容を確認（防災行政無線ダイヤル）

⑧ 広報しながわ

災害への備えを特集号で啓発
毎月1回、防災に関するコラムを掲載

⑨ 体験・講座

しながわ防災体験館、しながわ防災学校で災害時への備えを啓発

4 防災情報に関する近年の取組

○ 収集体制の強化

- ・無人航空機（ドローン）の導入（H30）・強化（R2）
- ・高層カメラの増設（R2・R3）
- ・通信機器の再編（R2～）



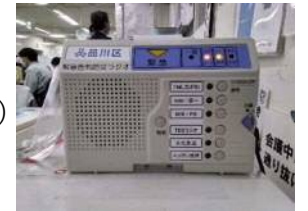
区が保有するドローン

○ 分析・共有体制の強化

- ・被災情報管理システムの充実（H30～）
- ・災害情報システムの強化（都）（R元～）

○ 発信・伝達体制の強化

- ・防災行政無線のデジタル化移行（H29～R3）
- ・「しながわ防災ハンドブック」の全戸配布（H30）
- ・「エフエムしながわ」との連携（H31～）
- ・防災タブレットの更新（R2）
- ・「しながわ防災学校」でのオンライン講座の開始（R3）
- ・品川区LINEでの防災メニューの充実（R3）
- ・新しい防災ラジオの導入（R3・R4）



新しい防災ラジオ

第5部 情報通信

対策の基本的な考え方

応急対策の適切な実施、区民の混乱の回避に向け、被災状況の収集、本部内や関係機関との情報共有、区民へ情報を伝達するための情報通信体制の整備が必要である。

ここでは、発災後の情報通信の確保に向け、関係機関等の相互の通信、区民への情報提供についての対策を示す。

【用語の定義】

①防災行政無線

区内学校、公園等に配置している屋外拡声装置から、大地震、津波等の緊急情報を音声により区民に周知するシステムをいう。

②緊急地震速報

地震発生直後に震源に近い観測点でとらえた初期微動を解析し、地震波が到達する前に地震の発生を知らせるシステムをいう。

③エリアメール

区が配信元となり、各携帯電話会社が提供する「緊急速報エリアメール (NTT ドコモ)」・「緊急速報メール (KDDI・ソフトバンク)」のサービスを活用して、災害情報を配信するシステムである。

④SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイトのことで、大規模災害発生などにより、電話 (固定電話、IP 電話、携帯電話) を使った「音声による緊急通報」に障害が発生した場合において、インターネット回線を活用した通信として、救助要請や安否確認に活用が期待されるシステムをいう。

⑤防災タブレット

ケーブルテレビ回線を使用した文字情報伝達システムのことをいう。端末同士で相互通信 (TV 電話) が可能。防災関係組織や防災区民組織等へ配布している。

令和 2 年度キャリア回線および Wi-Fi を使用した新たなタブレット端末に更新を予定している。

⑥ケーブルテレビ品川

ケーブルテレビ放送、ケーブルインターネット、固定電話、緊急地震速報、しながわテレビプッシュなどの 4 サービスを提供している品川区を事業免許エリアとする放送局のことをいう。災害時は、区民チャンネルを活用して区本部発表による正確な災害情報・生活情報などを被災者に提供する。

⑦緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) の整備

行政専用の通信回線「LGSAN」を利用して、国と地方自治体との間で緊急時に必要な情報を送受するシステムの通称をいう。首相官邸が地域を指定して当該地域の都道府県・市町村へメッセージを発信、当該地域の自治体はアラートを強制的に受信する。これによって、有事における緊急性の高い情報の迅速かつ確実な伝達が期待される。

⑧被災情報管理システム

区内の被災状況や対応状況について、地理情報システム (GIS) を利用して、情報の収集・集約・分析を行い、災害対策本部の意思決定、対策指示、避難所や職員間での情報共有を図るシステムをいう。

【 現在の取組み状況 】

①情報通信体制

- 現状の情報通信機器の充実を図るとともに、多様な情報通信手段の確保に努めている。
- 毎月1回デジタル移動通信の訓練を関係機関・施設等と実施している。

②区民への情報伝達体制

- 区民等への情報共有、提供に向けた体制を整備する。

【 課題 】

①情報通信体制

- 固定電話の不通、停電などの被害及び携帯電話の不通が想定されるため、多様な通信手段による通信網の確保が必要である。

②区民への情報伝達体制

- 要配慮者も含めたより多くの区民への情報伝達体制の整備が必要である。

【 対策の方向性 】

①情報通信体制

- 防災機関等をつなぐ多様な通信手段の配備に努める。

②区民への情報伝達体制

- 報道機関との連携、住民への情報提供（ソーシャルメディアや情報共有システム等による情報提供体制の整備等）に努める。

各対策の要点

予
防
対
策

対策1 情報通信体制

第1 情報通信連絡手段の整備

- 災害時において円滑な通信環境の確保が可能なよう、平常時から複数系統での通信手段を整備する。
- 固定系やデジタル移動通信などの防災行政無線の整備・更新や地図情報による区内の被害情報等の収集・集約システムの導入等により、情報通信連絡手段の充実に努める。

対策2 区民への情報伝達体制

第1 災害広報に係る情報提供手段の整備

- 災害時における区民等の多様なニーズに対応するため、平常時から広報手段を複数準備しておく。
- 安否確認等をはじめ、住民相互間による情報共有の可能な環境整備を関係機関との連携のもと進め、これを周知・啓発する。

第2 報道機関への対応

- 報道機関への対応（以下、報道対応）の目的は、被害の拡大防止、被災者の不安の解消および被災地に対する協力気運の醸成にある。
- 報道対応においては、正確性および適時性、対応窓口の一本化ならびに誠実な対応に留意する。

応
急
復
旧
対
策

対策1 情報通信体制

第1 被害状況等の収集・伝達体制

- デジタル移動通信を用いて円滑な情報収集を行う。また、区災害対策本部および都と計画で定められた項目を中心に迅速な情報共有を図る。

第2 防災関係機関との連絡体制

- 国、都、関係機関等への報告・連絡は、各機関に応じて適した通信手段を用いて、迅速に実施する。
- 海上保安部、東京消防庁、東京電力パワーグリッド、東京ガス、NTT 東日本等の関係機関における情報の収集、広報に係る対策についての連絡を緊密にし、災害時における円滑な対応に努める。

対策2 区民への情報伝達体制

第1 区による災害広報活動

- 区民等への情報伝達に向け、災害情報を把握するとともに、防災行政無線、広報車等の複数の伝達手段を用いた災害広報活動を行う。また、要配慮者等へも情報が伝わるよう留意し、災害広報活動を行う。
- 報道機関等と連携しながら、広く区民に災害情報を周知できるよう災害広報活動を行う。

第2 関係機関による災害広報活動

- 警察機関、東京消防庁、NTT 東日本、東京ガス、ケーブルテレビ品川ごとに災害広報活動を実施する。必要に応じて、区と災害情報について共有する。

予防対策

対応テーマ

対策1 情報通信体制

対策2 区民への情報伝達体制

対策1 情報通信体制

【各機関の役割】

機関名	役割
区	<ul style="list-style-type: none"> 区における連絡責任者および指定電話等の整備 区災害対策本部と各防災関係機関による円滑な通信体制の確立 防災行政無線固定系の整備促進 デジタル移動通信の整備促進 防災行政無線を補完する情報伝達手段の確保 緊急地震速報受信機器の配備拡大 防災タブレットの整備促進
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 区災害対策本部と各防災関係機関による円滑な通信体制の確立 防災関係機関における連絡責任者および指定電話等の整備

【具体的な取組】

第1 情報通信連絡手段の整備

- 災害時において円滑な通信環境の確保が可能なよう、平常時から複数系統での通信手段を整備する。
- 固定系やデジタル移動通信などの防災行政無線の整備・更新や地図情報による区内の被害情報等の収集・集約システムの導入等により、情報通信連絡手段の充実を図る。

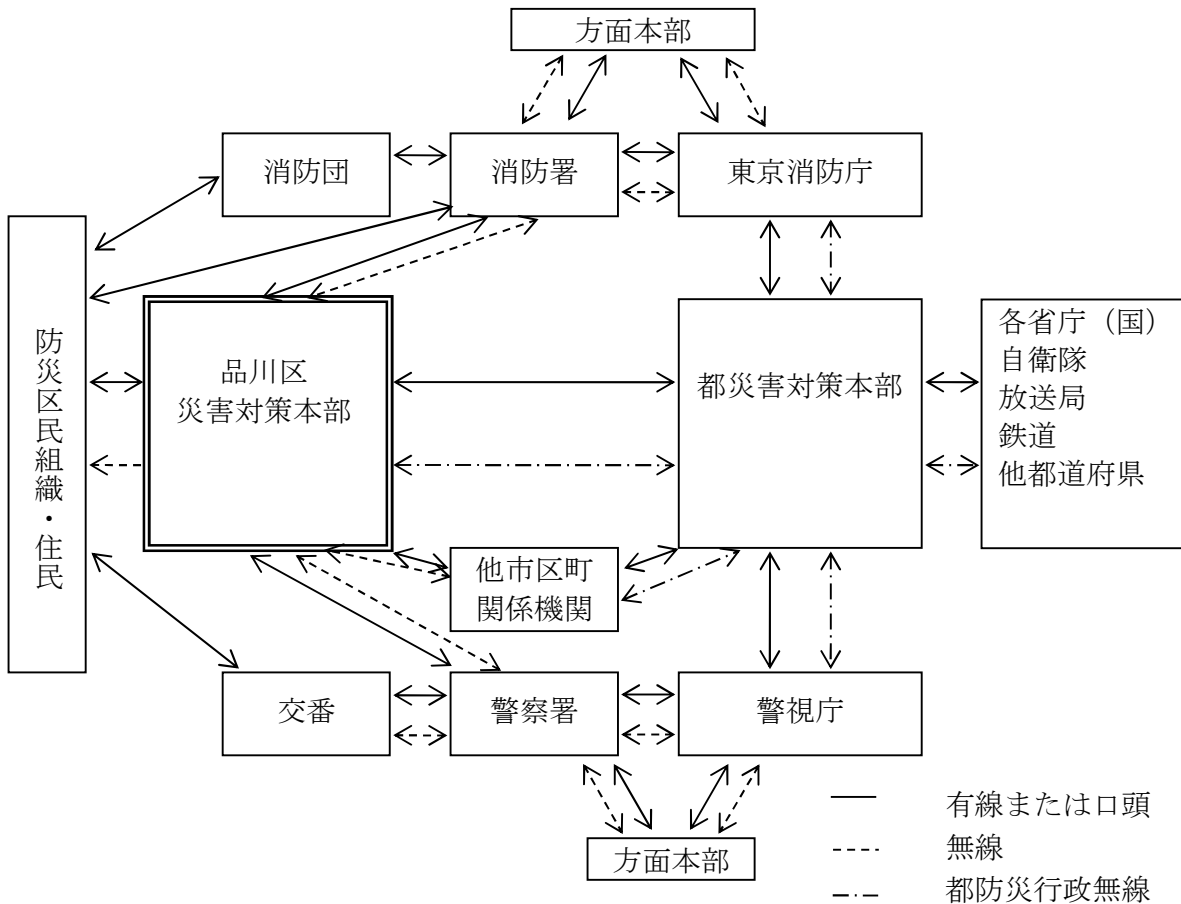
1 通信連絡体制の確保

(1) 区災害対策本部と各防災関係機関による円滑な通信体制の確立

- ① 大震災時には施設の破損等により有線通信の途絶が予想されるため、無線による通信体制を確立していくものとする。
- ② 大震災時には無線通信に情報連絡が集中する。このため、毎月1回関係機関、施設等とのデジタル移動通信の訓練や一斉訓練での各避難所との通信訓練を実施し、無線局の円滑な運用体制を整備する。
- ③ 区災害対策本部における情報連絡窓口は指令情報部とし、都および各防災関係機関との無線通信を行う。
- ④ 区災害対策本部が設置された場合、各防災機関は区災害対策本部へ各機関で使用している無線により、相互に情報交換を行うものとする。

⑤ 引き続き、防災区民組織との情報交換手段の充実を図っていく。

図表 5-1 防災関係機関との無線通信系統図



(2) 区および防災関係機関における連絡責任者および指定電話等の整備

災害時における、区を中心とした、防災関係機関相互の通報伝達等の各種通信連絡を、現状の限られた通信連絡手段の中で迅速かつ円滑に行うため、区ならびに各防災関係機関は、それぞれ連絡責任者および指定電話等を定めた防災関係機関の事務担当者名簿を作成し、各機関の通信窓口を統一し、通信連絡系統を整備している。

2 防災行政無線の整備

(1) 東京都防災行政無線および区防災行政無線の活用

有線の途絶を想定し無線通信の活用を積極的に推進しており、本区の無線通信としては、都が整備した東京都防災行政無線および区が整備した防災行政無線がある。区の無線通信系統図は図表 5-2 のとおりである。

(2) 防災行政無線固定系の整備

① 親局を情報機器室に設置し、拡声器を備えた屋外子局を学校、公園など区内 155ヶ所に設け、主として非常災害時の区民向け情報伝達用として使用する。また、屋外子局を補完するため戸別受信機を区立学校、保育園など区有施設等に配置し

ている。

- ② 昭和63年度には電波ジャック対策としてデジタル選択呼出し方式を採用した。また、平成4年度から固定系無線と地震センサー（地震計）を接続し、震度4以上の地震を感知したとき自動的に緊急放送するシステムを導入した。
- ③ 平成22年度には、消防庁が発信するテロ災害等の緊急情報を自動的に放送するシステム「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」を導入した。
- ④ 平成24年度には、「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」情報を区民チャンネルで放送する文字スーパーシステムを導入した。
- ⑤ 平成24年度から平成27年度には、計11の商店街放送設備と連動させ、情報伝達の強化を図った。
- ⑥ 区は、令和3年度までに無線通信設備の更新およびデジタル化への移行といった防災行政無線を整備し、区民への情報連絡体制を構築する。

資料38 防災行政無線固定系設置一覧

3 デジタル移動通信の整備

- ① 平成6年度、区は800MHz帯を利用した地域防災無線を導入し、防災関連機関や生活関連機関との通信手段の整備を図ってきたが、電波法の改正を踏まえ、平成19年度、新たな通信手段として、260MHz帯を利用した、デジタル移動通信を導入した。
- ② デジタル移動通信への移行を行うとともに、災害時に避難所となる児童センターや私立学校等にも新たに機器を配備し、通信手段の充実を図った。
- ③ デジタル移動通信は従来の片方向通話（プレストーク方式）から電話機と同様の双方向通話となったため、操作性が格段に向上した。

資料39 デジタル移動通信設置一覧

4 防災タブレットの整備

- ① 町会・自治会には、情報伝達機器「防災伝言板」「防災テルてる」を配付してきたが、これらに代わる機器として、文字情報、双方向通話等が可能な「防災タブレット」を平成25年度に導入し、一斉訓練において防災タブレットを使用した通信訓練を実施している。
- ② すべての町会・自治会長（一部を除く）、区民避難所、区内官公署（消防・警察）および区（地域活動課・各地域センター・広報広聴課・防災課）に配備しており、デジタル移動通信の補完連絡手段の確保を行っている。
- ③ 発信する権限は、通常時は広報広聴課、地域活動課、各地域センターおよび防災課にあり、災害時は広報広聴課および防災課にある。
- ④ ケーブルテレビ回線を使用することにより、地震に対する耐久性を確保し、回線混雑による輻輳が起こりにくい特徴がある。
- ⑤ 平成30年以降、機能性の充実を図っていく。

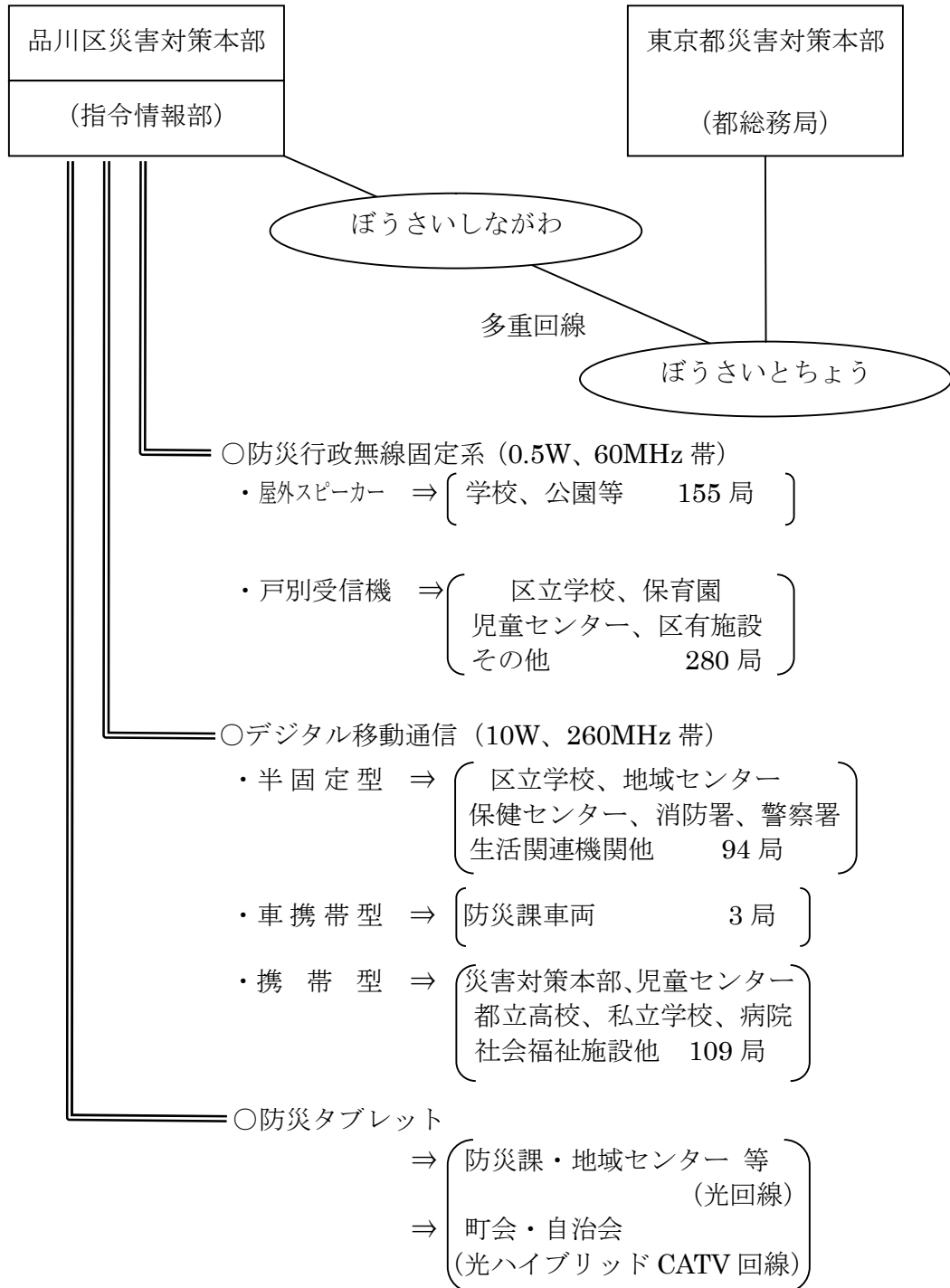
5 被災情報管理システムの活用

各避難所で被災情報管理システムに情報を入力し、区災害対策本部でその情報を集約することで、避難所の状況把握および復興時の対応を迅速に行えるように整備を図っている。

6 携帯型IP無線機の整備

平成28年度より、災害時の通信手段確保のためパケット通信を用いた携帯型IP無線機の配備を行っている。

図表 5-2 無線通信系統図



7 防災行政無線を補完する情報伝達手段の確保

(1) 「防災ラジオ」の配備

区内では、高層建築物の増加や家屋の気密性の向上によって防災行政無線が聞き取りづらい地域が存在することから、補完手段として「防災ラジオ」を開発し、購入のあっ旋を行ったほか、町会・自治会への貸与を行った。

(2) 「緊急情報発信ダイヤル」の整備

緊急時・火災時等に防災行政無線から発信する情報を音声で聞けるよう整備した。

(3) 商店街放送設備との連動

防災行政無線のさらなる補完手段として、区内の複数の商店街に設置されている放送設備と防災行政無線が連動するよう開発し、10の商店街で整備されている。

(4) エフエムしながわ(88.9MHz)との連動

令和元年6月に開局したエフエムしながわ(88.9MHz)と連動し、緊急時割込放送を実施している。

8 緊急地震速報受信機器の配備拡大

- ① 緊急地震速報は、地震の発生を素早く検知し、震源や地震の規模、各地の震度等を短時間で推定し、地震による強い揺れが始まる前に知らせるシステムである。
- ② 区民が集まる学校、文化センター、図書館等の区の主要施設179箇所に受信機器を設置した。個々の施設ごとに対応したマニュアルの作成や定期的な訓練を重ねて、いざという時のために備えていく。

資料40 緊急地震速報装置設置一覧

9 緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の整備

多様な情報通信手段の確保を目的とし、国と地方自治体間の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用して、緊急情報の双方向通信を行う緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)を整備した。

10 通信インフラの整備

震災など緊急時の通信手段の確保を目的とするとともに、通常時は区への誘客や地域のにぎわい創出につなげるためにフリーWi-Fiを導入しており、大井町駅や大崎駅などの主要駅前を始め、広域避難場所となる大規模公園や総合庁舎、地域センターなどの公共施設へ設置を進めている。

併せて、ケーブルテレビ品川が今後整備を計画している地域無線回線(地域BWA)とも連携・協力し、発災時の通信環境を強化していく。

対策2 区民への情報伝達体制

【各機関の役割】

機関名	役割
区	・複数の情報伝達手段による区民への情報提供

【具体的な取組】

第1 災害広報に係る情報提供手段の整備

- 災害時における区民等の多様なニーズに対応するため、平常時から広報手段を複数準備しておく。
- 安否確認等をはじめ、住民相互間による情報共有の可能な環境整備を関係機関との連携のもと進め、これを周知・啓発する。

1 災害時における複数の情報伝達手段の活用

- ① 防災行政無線、区ホームページ、しなメール、ツイッターなどを活用して、災害時に情報提供する。
- ② 区が配信元となり、各携帯電話会社が提供する「緊急速報エリアメール（NTTドコモ）」・「緊急速報メール（KDDI・ソフトバンク）」のサービスを活用して、災害情報を配信する。
- ③ ケーブルテレビ品川、ラジオを通じた情報提供を行う。

2 地域住民等相互間の安否確認手段の周知

- ① 区民が日頃から、安否確認など発災時の行動を家族とよく相談するよう周知する。
- ② SNS等の新たな通信基盤を活用した情報提供体制の整備を推進する。

3 災害情報共有システムの整備

特に避難情報や避難所開設情報、災害対策本部設置情報等の重要情報に関しては、テレビのデータ放送やインターネット等を通じて、確認することが可能な災害情報共有システム（L-ALERT）を整備した。

第2 報道機関への対応

- 報道機関への対応（以下、報道対応）の目的は、被害の拡大防止、被災者の不安の解消および被災地に対する協力気運の醸成にある。
- 報道対応においては、正確性および適時性、対応窓口の一本化ならびに誠実な対応に留意する。

1 報道対応の目的

災害時、報道機関のニーズに応え説明責任を果たすことは区の責務である。

災害時の報道対応の目的は、報道を通じ、被害状況、活動状況や被災地のニーズを区内外に発信して、被害の拡大防止、被災者の不安の解消および被災地に対する協力気運の醸成を図ることにある。

2 報道対応にあたっての留意事項

(1) 正確性および適時性

区は、被災者や報道機関のニーズに対応した正確な情報をタイムリーに提供することが必要である。この際、報道機関に対し定期的に提供するとともに、重要な事項については随時に発表する。また、事実と異なる情報が流れていることを確認した場合には、流言や風評被害を防止するため、否定情報を迅速に発信する。

(2) 対応窓口の一本化

対応する部署によって発表内容や見解が異なることがないよう、報道機関への対応窓口は広報部署に一本化する。しかしながら、災害時、報道機関の関心は広範多岐にわたり、広報部署のみでの対応は困難となるので、区災害対策本部内で情報を共有し、広報部署の統制の下、他の部署においても対応する。

(3) 誠実な対応

報道記者に対応する際は、被災した区民や災害に注目する国民に話しているつもりで、真摯な態度で誠実に対応する。また、記者発表等で使用する広報資料は、報道機関のニーズに合致しているかを吟味し、区民等が理解しやすいものとする。

応急・復旧対策

対応テーマ
 対策1 情報通信体制
 対策2 区民への情報伝達体制

【応急復旧活動フロー】

応急・復旧対策		発災	24h	48h	72h
		初動態勢の 確立期	即時対応期		復旧対応期
情報通信 体制	区	■デジタル移動通信を活用した災害関連情報の収集 ■被害状況等の区災害対策本部への報告 ■被害状況等の都への報告			
	東京海上 保安部	■海事関係団体および東京都災害対策本部等との情報連絡 ■巡視船艇等による情報収集			
	東京消防 庁	■消防救急無線、消防電話および区防災行政無線等各種の通信連絡手段を 活用した各防災関係機関との情報連絡 ■震災消防対策システムの運用			
	NTT 東日 本	■各種警報の伝達			
	東京電力 パワー グリッド	■被害情報の収集 ■停電の復旧見込みおよび電気事故防止に関する広報			
	東京ガス	■被害情報の収集 ■ガス供給停止地区の復旧見通し ■二次災害防止に関する広報			
区民等へ の情報伝 達体制	区	■災害情報の収集、住民への広報 ■複数の情報伝達手段による被災者への正確な災害情報・生活情報の広報 ■報道機関への発表 ■応急復旧対策に係る記録			
	警察機関	■各方面本部、警察署およびヘリ TV からの情報収集、都への報告 ■東京消防庁、自衛隊等防災関係機関と情報交換			
	東京消防 庁	■災害情報、消防活動状況等の広報			
	NTT 東日 本	■通信のそ通および利用制限の措置状況および被災した電気通信設備 等の応急復旧状況等の広報			

対策1 情報通信体制

【各機関の役割】

機関名	役割
東京海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ・海事関係団体および東京都災害対策本部等との情報連絡 ・巡視船艇等による情報収集
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ・消防救急無線、消防電話および区防災行政無線等各種の通信連絡手段を活用した各防災関係機関との情報連絡 ・震災消防対策システムの運用
NTT 東日本	<ul style="list-style-type: none"> ・各種警報の伝達
東京電力 パワーグリッド	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集 ・停電の復旧見込みおよび電気事故防止に関する広報
東京ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集 ・ガス供給停止地区の復旧見通し ・二次災害防止に関する広報
区	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル移動通信を活用した災害関連情報の収集 ・被害状況等の区災害対策本部への報告 ・被害状況等の都への報告

【具体的な取組】

第1 被害状況等の収集・伝達体制

○デジタル移動通信を用いて円滑な情報収集を行う。また、区災害対策本部および都と計画で定められた項目を中心に迅速な情報共有を図る。

1 情報の収集手段

(1) デジタル移動通信を活用した災害関連情報の収集

情報の収集については、区民および防災関係機関からの情報について地域センター等を窓口として、デジタル移動通信を活用し、区災害対策本部設置以前は防災課、設置後は指令情報部（情報課）で集約する。

(2) コールセンター設置による情報の収集

区民等からの被害情報等の収集・把握および各種問い合わせに対応するため、コールセンターを区災害対策本部室内に設置する。

2 被害状況の収集

区災害対策本部および都と共有すべき被害状況に係る項目および認定の基準について以下に示す。

(1) 人的被害

① 人的被害については、次により区別して掲げるが、重軽傷者の別が把握できな

い場合は暫定的に負傷者として報告すること。

- ② 死者とは、当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。
- ③ 行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
- ④ 負傷とは、災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。負傷のうち、「重傷」とは1月以上の治療を要する見込みのもの、「軽傷」とは、1月未満で治療できる見込みのもの。

(2) 住家の被害

- ① 住家とは、人が起居できる設備のある建物または現に人が居住のために使用している建物をいう。なお、土蔵、小屋であっても現実に人が居住しているときは住家とみなす。
- ② 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
- ③ 棟とは、一つの独立した建物をいう。
- ④ 全壊とは、住家全部が倒壊、流失、埋没したもので、その損壊程度が1棟の延べ面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
- ⑤ 大規模半壊とは、住家の損壊した部分の床面積が、その住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の40%以上50%未満のもの。
- ⑥ 半壊とは、住家の損壊した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。
- ⑦ 一部損壊とは、住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のもの。
- ⑧ 床上浸水とは、全壊または半壊には該当しないが、浸水がその住家の床上に達した程度のも、または砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
- ⑨ 床下浸水とは、住家が床上浸水に達しない程度のもの。

(3) 非住家の被害

- ① 非住家とは官公庁庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等および土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建物をいう。
- ② 非住家被害とは、非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの。

(4) その他の被害

- ① 道路決壊とは、高速自動車道、一般国道、都および区道が決壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。
- ② 道路の一部損壊とは、高速自動車道、一般国道、都および区道の道路の一部が損壊し、道路の決壊に至らない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
- ③ 橋りょう流失とは、区道以上の道路に架設した橋が一部または全部流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害を受けたもの。
- ④ 橋りょうの一部損壊とは、区道以上の道路に架設した橋の一部が損壊し橋りょうの流失に至らない程度の被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
- ⑤ 堤防の決壊とは、河川の堤防、あるいは溜池、かんがい水路の堤防が決壊した程度に被害を受けたもの。
- ⑥ 堤防の一部損壊とは、堤防決壊に至らない程度に被害を受けたもので応急的に

修理を要するもの。

- ⑦ 被害船舶とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
- ⑧ その他の被害とは、農業用施設、林業用施設、砂防施設、港湾および漁港施設、農作物等の被害でとくに報告を必要とするもの。

(5) 被災者

- ① 被災世帯とは災害によって何らかの被害を受けたもの。
- ② 被災者とは、被災世帯の構成員をいう。

(6) 被害額

物的被害の概算額を千円単位として計上する。

3 被害状況等の区災害対策本部への報告

(1) 報告事項

報告事項は次のとおりとする。

- ・ 気象状況
- ・ 活動状況
- ・ 被害状況
- ・ 避難所等の状況

(2) 報告の区分

各報告主管部は、次の区分により、被害状況等の報告を行う。

ア 速報

被害の大小にかかわらず状況を把握し直ちに報告する。

イ 中間報告

災害応急対策活動を実施している間、毎日正午までに前日分についてとりまとめ報告する。

ウ 決定報告

災害応急対策活動が完了した後、文書によりとりまとめて報告する。なお、この際、可能なかぎり現地写真を添付することとする。

4 被害状況等の都への報告

- ① 災害が発生した時から当該災害に関する応急対策が完了するまで、各種報告をとりまとめ都に報告する。
- ② 家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合および災害対策基本法第53条に基づく被害の状況の報告が都にできない場合には、国（現地対策本部または総務省消防庁）に報告する。
- ③ 都災害情報システム（DIS）データ端末に入力し報告する。
- ④ 報告すべき事項を以下に示す。
 - ・ 災害の原因
 - ・ 災害が発生した日時
 - ・ 災害が発生した場所または地域
 - ・ 被害状況
 - ・ 災害に対して既に行った措置および今後取ろうとする措置（日時、場所、活動人

- 員、使用資器材等)
- ・災害救助法適用の要否および必要とする救助の種類
- ・その他必要な事項

第2 防災関係機関との連絡体制

○国、都、関係機関等への報告・連絡は、各機関に応じて適した通信手段を用いて、迅速に実施する。
○海上保安部、東京消防庁、東京電力パワーグリッド、東京ガス、NTT 東日本等の関係機関における情報の収集、広報に係る対策についての連絡を緊密にし、災害時における円滑な対応に努める。

- ① 災害が発生するおそれのある現象を確認した場合や通報を受けた場合には、防災関係機関へ連絡する。
- ② 災害原因に関する重要な情報について、都または関係機関から通報を受けたとき、または通報などにより知ったときは直ちに区域内の公共的団体、その他重要施設の管理者、防災区民組織等に周知する。
- ③ 関係機関の連絡体制を以下に示す。

1 東京海上保安部

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実務上必要な次に掲げる事項について、船艇、航空機等を活用し情報収集活動を実施し、都および関係機関等へ通報するとともに密接な情報交換等を行う。

- ・被災地周辺海域における船舶交通の状況
- ・被災地周辺海域における漂流物等の状況
- ・船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- ・危険物施設の被害状況
- ・流出油等の状況
- ・水路、航路標識の異常の有無
- ・港湾等における避難者の状況

2 東京消防庁

(1) 情報の収集

- ① 災害活動を迅速、的確に行うため、消防署および消防団の通信機器を整備増強するとともに、情報通信体制の強化を図る。
- ② 区防災行政無線等を活用し、各防災関係機関と密接な情報連絡を行う。
- ③ 地震被害予測システム、震災消防活動支援システム、延焼シミュレーションシステム等の震災消防対策システムの効果的な運用を図る。

(2) 情報の伝達

- ① 被害状況及び消防活動状況等について、情報収集した内容を区に通報し、各関係機関と情報共有を図る。
- ② 地震に起因する水防に関する情報及び警報等重要な情報を収集した場合、区及び各関係機関に通報するとともに、管内住民に周知する。

3 東京電力パワーグリッド

(1) 情報の収集

社員による情報収集の他、東京都電気工事工業組合品川区本部所属電気工事店などの協力により確実な被害状況の収集に努める。

(2) お客様に対する広報

- ① 停電の復旧見込みおよび電気事故防止に関する次の注意事項について、広報車、ポスター・パンフレット等や必要に応じテレビ、ラジオ、新聞など報道機関を通じて、次の事項を周知徹底し、事故防止に努める。
 - ・断線垂下している電線には絶対に触れないこと。
 - ・使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。
 - ・屋外へ避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。
 - ・無断昇柱、無断工事をしないこと。
 - ・電柱の倒壊、折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに0120-995-007に連絡すること。
- ② 震災時における住民の不安を鎮静させる意味から、電力の果たす役割の大きいことに鑑み、被害状況、復旧予定等についての的確な広報は、広報車またはハンドマイク等を活用し、復旧の見通しと感電、漏電等の事故防止について広報活動を行う。
- ③ 停電の復旧見込みについては、品川区および関係機関に通報する。

4 東京ガス

(1) 情報の収集

当社独自の地震防災システムにより情報収集を行う。

(2) お客さまに対する広報

ア 広報内容

- ・被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項（マイコンメーター復帰操作等）
- ・ガス供給状況
- ・供給停止地区の復旧見通し

イ 広報手段

- ・テレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体およびインターネット等

5 NTT 東日本

(1) 警報の伝達

- ① 気象業務法に基づいて気象庁から東日本 NW オペレーションセンターに伝達された各種警報は、各区市町村および関係機関に通報する。
- ② 津波警報以外の警報の伝達は、FAXにより各区市町村に通報する。
- ③ 津波警報の伝達は、FAXにより関係機関に通報する。

(2) 警報取扱い順位等

- ① 警報はすべての通信に優先して取扱い、特に津波警報は他の警報に優先して取扱う。津波警報（“津波なし”、“津波解除”を除く）は15分その他の警報は30分以内に通報する。
- ② 警報の伝達料金は無料とする。

対策2 区民への情報伝達体制

【各機関の役割】

機関名	役 割
東京消防庁	・ 災害情報、消防活動状況等の広報
警察機関	・ 各方面本部、警察署およびヘリ TV からの情報収集、都への報告 ・ 東京消防庁、自衛隊等防災関係機関と情報交換
NTT 東日本	・ 通信の疎通および利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報
区	・ 災害情報の収集、住民への広報 ・ 複数の情報伝達手段による被災者への正確な災害情報・生活情報の広報 ・ 報道機関への発表 ・ 応急復旧対策に係る記録

【具体的な取組】

第1 区による災害広報活動

- 区民等への情報伝達に向け、災害情報を把握するとともに、防災行政無線、広報車等の複数の伝達手段を用いた災害広報活動を行う。また、要配慮者等へも情報が伝わるよう留意し、災害広報活動を行う。
- 報道機関等と連携しながら、広く区民に災害情報を周知できるよう災害広報活動を行う。

1 災害情報の収集

- ① 指令情報部広報報道課は、区災害対策本部の設置と同時に、常時連絡員を区災害対策本部室に派遣し、情報を把握するとともに、検討を行い、報道機関への発表、住民への広報に備える。連絡員は情報の収集にあたり、指令情報部等の関係各部とも緊密な連絡を保ち、発表資料の正確、迅速な把握を期するものとする。
- ② 被災情報管理システムを活用して、区内の被災情報等を収集・集約する。

2 住民への広報

住民に対する広報は、デマ・誤報などの防止を図るため、可能なかぎり統一的な内容で広報するものとする。広報事項および内容等の調整は区災害対策本部長が行うものとする。

(1) 防災行政無線

地震発生直後に起こる第二次災害とその拡大の恐れがある場合は、区防災行政無線により全区内、または地域ごとの広報活動を行うとともに、同じ内容を音声で聞ける緊急情報発信ダイヤルによる配信も行う。

(2) 広報車

危険が予想される地域には、重点的に広報車を出動させる。広報車は区災害対策本部と密接な連絡をとり、状況に応じた効果的な広報活動を行う。災害が終息したときは広報車により被災地を巡回して移動相談を行い、救護措置の万全を期するものとする。

(3) 臨時広報紙の発行

災害発生時の混乱した状況において、区の発表内容や生活情報などを被災者に正確に伝えるため、臨時広報紙を発行し広報活動を行う。

(4) ホームページ

区の発表内容や生活情報などを被災者に正確に伝えるためにホームページを活用し広報活動を行う。

(5) ケーブルテレビ品川の活用

- ① 区内を放送区域としてケーブルテレビ品川との相互協定に基づき、区民チャンネルによる緊急放送を通じて、情報提供を行う。
- ② 区災害対策本部発表による正確な災害情報・生活情報などを初動期、復旧・復興期、各時期において適宜、被災者に提供する。

(6) 品川区公式 SNS、ヤフー防災速報

災害時においては、ツイッター (Twitter)、フェイスブック (Facebook)、ライン (LINE) 品川区公式アカウント、ヤフー (Yahoo!) 防災速報を活用し、災害時の情報発信・広報を行う。

(7) エリアメール

区が配信元となり、各携帯会社が提供する「緊急速報エリアメール (NTT ドコモ)」・「緊急速報メール (KDDI・ソフトバンク)」のサービスを活用して、災害時の避難準備・高齢者等避難開始や、避難勧告、避難指示 (緊急) を配信する。

(8) メール配信

しなメールを活用し、気象庁が発表する震度3以上の震度速報・地震情報および津波警報等の情報配信や災害・緊急時等の情報発信を行う。

(9) FM ラジオ

インターエフエム (89.7Mhz) との「災害時等における放送要請に関する協定」により、災害時等における放送の協力を要請できる。令和元年6月にエフエムしながわ (88.9Mhz) は防災行政無線と連動し、緊急時割込放送を行う。

(10) デジタルサイネージ

新たな広報媒体として導入したデジタルサイネージを活用して、リアルタイムに防災気象情報・緊急情報等を含め、様々な情報を積極的かつ効果的に発信する。

3 災害情報伝達手段の充実

- ① 現在確立している情報伝達手段の他、過去の災害から非常に有効な手段の一つとされている FM ラジオ局の活用をはじめ、情報不足による区民の動揺や不安を払拭するために伝達手段の一層の充実を図る。
- ② 視覚障害者、聴覚障害者、在宅の高齢者等に配慮した情報提供を実施する。

＜要配慮者の情報伝達に係る配慮事項 (例) ＞

- ・CATV：ナレーションをまじえた情報提供、テロップ、手話通訳者の活用
- ・HP：音声読み上げ機能や外国語対応による生活情報や福祉サービス等の情報提供
- ・防災区民組織による安否確認時、防災行政無線や広報車等での伝達時に各避難所にて提供収集可能であることを周知

4 報道機関への発表

(1) 発表の方法

- ① 災害に関する情報および区災害対策本部長室の災害対策事項、その他区民に周知すべき事項は、指令情報部長が事項の軽重、緊急性等を検討したうえで、広報報道課における記者への口頭説明もしくは各社への電話連絡（あらかじめ作成した文書を読み上げる）によって報道機関へ発表するものとする。
- ② 被災者に対して喫緊に伝えるべき事項は、広報報道課が区災害対策本部発表の情報をケーブルテレビ品川をはじめ、放送事業者に対して提供する。
- ③ 口頭説明で発表を行うときは、関係部長が立ち会うものとする。また、広報報道課が報道機関からの電話照会その他に応ずる。

(2) 臨時会見場・記者室の設置

報道機関への区災害対策本部発表や取材対応を円滑に行うため、防災センター内に臨時会見場・記者室を設け対応する。

(3) 発表内容

災害発生時に報道機関に対し提供すべき内容は、当時の状況に応じて、次のうちから選択する。

ア 発生した災害の状況

区内における地震情報、津波関連情報等

イ 被害の状況

区民等の被災状況、建物・道路の被害状況、火災の発生状況と延焼の可能性、交通関連情報、ライフライン関連情報、帰宅困難者の滞留状況、危険物保有施設の被害状況等

ウ 応急対策の実施状況

- ① 災害対策本部の開設・活動状況全般
- ② 避難に関する事項：避難勧告等の内容、区民避難所等の開設状況等
- ③ 医療関連情報：医療救護所の開設状況等
- ④ 物資関連情報：物資の配送状況、給水ポイント、救援物資の状況等
- ⑤ 広域応援職員関連情報：受入状況、活動内容等

エ 今後の見通し

ライフライン・輸送機関・道路等の復旧見通し、帰宅困難者の帰宅開始時期、教育・保育再開時期等

オ 支援ニーズ

不足物資やボランティア等のニーズに関する事項

カ 生活再建等に関する事項

各種相談窓口、建物被害調査、義援金の受入口座について等

5 応急復旧活動に係る記録

災害発生時より、被害および活動状況を写真・ビデオ等におさめ、復旧対策、広報活動の資料等として活用する。

第2 関係機関による災害広報活動

○警察機関、東京消防庁、NTT 東日本、ケーブルテレビ品川ごとに災害広報活動を実施する。必要に応じて、区と災害情報について共有する。

1 警察機関

(1) 基本方針

各方面本部、警察署およびヘリ TV から収集した情報を、都に通報するとともに、東京消防庁、自衛隊等の防災関係機関と情報交換を図る。

(2) 主な収集事項

- ・人的被害および物的被害の状況
- ・火災の発生および延焼の状況
- ・被害拡大のおそれの有無
- ・電気、水道、ガス、通信施設等のライフラインの状況
- ・交通機関の状況
- ・幹線道路および橋の状況
- ・河川、堤防、護岸、水門等の状況
- ・住民等の避難状況
- ・駅周辺における滞留者および帰宅困難者の状況
- ・その他

(3) 広報内容

- ・避難を必要とする情報
- ・混乱防止および人心安定を図るための情報
- ・デマおよび流言打ち消し情報

(4) 広報手段

- ・トランジスターメガホン
- ・交番（駐在所）備付けマイク
- ・パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー
- ・ヘリコプター、警備艇
- ・交通情報板、光ビーコン、ラジオ
- ・ホームページ等

2 東京消防庁

東京消防庁が実施する災害広報活動の内容・手段を以下に示す。

(1) 広報内容

- ・出火防止、初期消火の呼びかけ
- ・救出救護および要配慮者に対する支援の呼びかけ
- ・火災および水災に関する情報
- ・避難勧告または指示に関する情報
- ・救急告示医療機関等の診療情報
- ・その他区民が必要としている情報

(2) 広報手段

- ・消防車両等の拡声装置等

- ・消防署、消防団および町会の掲示板等への掲示
- ・テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供
- ・ホームページ・SNS等を活用した情報提供
- ・消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供

3 NTT 東日本

- ① 災害の発生が予想される場合または発生した場合に、通信のそ通および利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- ② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてパソコン通信、支店前掲示板等により直接当該被災地に周知する。
- ③ 「171」災害用伝言ダイヤルを提供した場合、交換機からの輻輳トーカー案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

資料41 災害用伝言ダイヤルの利用方法【NTT 東日本】

4 ケーブルテレビ品川

- ① 文字スーパー放送による全国瞬時警報システム（J-ALERT）情報の速報告知を行う。
 - ・国民保護情報
 - ・緊急地震速報
 - ・津波警報・大津波警報
- ② ケーブルテレビ本社スタジオからの放送のほか、区役所内に臨時スタジオ機能を配置し、区災害対策本部からの放送も行う。
- ③ L字放送（L字ウィンドウの文字放送）、しながわテレビプッシュによる気象・水防・L-ALERT・光化学スモッグなどの防災情報や任意の文字情報告知を行う。